

# 平成21年度第3回 鳥取県後期高齢者医療懇話会 会議概要

- 1 開催日時 平成22年1月18日（月） 午後2時～3時35分
- 2 開催場所 湯梨浜町役場東郷支所 2階 第1会議室  
（鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島500）
- 3 出席者  
＜懇話会委員＞ 長田委員・藤川委員・出口委員・天野委員・樋口委員・牧田委員・笹川委員  
手嶋委員・井上委員・吉岡委員・石賀委員・西村委員・加藤委員  
＜事務局＞ 中尾事務局長・田中総務課長・宮脇業務課長・大角課長補佐・山岡係長  
香川係長・石村係長・藤井係長
- 4 委嘱状の交付  
薬剤師会代表として、新しく委員になられる牧田委員に委嘱状を交付
- 5 会議内容
  - 1) 開 会
  - 2) 挨拶（中尾事務局長）
  - 3) 議 事
    - ①後期高齢者医療制度について  
資料に基づき、事務局説明（P1、2）  
【質疑・意見】
      - 国保に一元化された場合、財源が大変になるという説明だったが、国保の方が現状は赤字であり、後期高齢者医療制度が入ると相対的にはよくなるのではないか。（委員）  
⇒いま後期高齢者医療制度は、現役世代からの支援が4割、公費負担が5割あるのだが、国保の中で運営される場合、国保の財源構成がどのように変わるのかということによる。（事務局）
      - 懇話会委員の任期は、来年3月31日までだが、新制度について意見も言うのか。それとも旧制度が順調に行われていくことについて意見を言うのか。（委員）  
⇒両方についてご意見をいただきたい。今の制度についても、改善すべき点等があれば意見をいただきたいし、新しい制度についても今の段階でどうなるかわからないが、このような制度になればいいというようなご意見もあわせていただきたい。鳥取県だけが国に対して要望するのではなく、全国協議会の中で趣旨選択しながら要望している。できるだけみなさんの意見が届くような形で活動していきたい。（事務局）
      - P2の高齢者医療制度改革会議の基本的な考え方として、年齢で区分するという問題を解消する制度にするとなっているのに、日本経済新聞の記事では、新しい制度の素案として、年齢を65歳以上と掲載されていてびっくりしたが、どういうことだろうか。（委員）  
⇒厚生労働省の説明では、日本経済新聞に掲載された素案については、今議論しているところであり、素案は作っていないとのことであった。（事務局）
      - ここでいう年齢は、後期高齢者という枠組みをつくっている75歳という年齢をなくすということだと思う。65歳からの枠というのはほぼ変えられないと思う。今まで後期

高齢者という言葉が悪いとか、なぜ75歳以上なんだという話のところを全てなくして、65歳以降を年齢でわけないという意味だと思う。(委員)

○先日、町議会の全員協議会において、町長も日本経済新聞を見られて、これからこういう風な制度になると言われた。訂正をしなくてもよいか。(委員)

⇒訂正まではしなくてもいいと思うが、肯定するという事にはならない。(事務局)

○実際、国保で運営を受けてやるようになって、県が主体になってやるとなると、結局市町村にもどっていきそうな気がする。その辺はどうか。今のように広域連合を残してやっていくのか。(委員)

⇒改革会議の委員の意見では、まず県レベルで財政運営することが望ましいということだった。その場合、今の後期高齢者制度のように広域連合でやるのがよいのか、市町村に返してやるのがよいのか、県が主体となってやるのがよいのかなど議論され、県が運営主体になることが望ましいという意見もでていた。大きな要因は、財政的に厳しいところを助け合うということで、財政基盤の安定化だろうと思う。まず安定化をはかって、そこに高齢者制度をひとつにして運営させていくということではないだろうか。(事務局)

## ②平成22、23年度の後期高齢者医療保険料率の試算状況について

資料に基づき、事務局説明(P3~8)

### 【質疑・意見】

○去年よりすこし安くなるということですね。(委員)

⇒前回の懇話会では、今の保険料よりも2千円くらいあがるという試算だったが、基金から8億円投入するので、その分保険料がすこし下がるという試算である。(事務局)

○基金は8億円取り崩して、残りはいくらになるのか。災害等いろんなことがあった場合に耐えることができればよいのだろうが、なかなか難しいところ。いま徴収させていただいている方に対して、徴収しすぎていたところもあったりして、結局今回下げるといふことですね。(委員)

⇒3億くらいだと思う。医療費が、当初見込んだものより低かったんで、その分を今回の保険料に勘案させて算定を行いたい。ただ、医療費は先が読めないんで、単純にこれまでの数字を推計して出してそのとおりにするとは限らない。もう少し低い数字になるかもしれないし、逆に高くなるかもしれない。高くなったときは、その費用をどこからもってくるのかという問題がでてくる。その対応についても考えておかないといけない。保険料を上昇させないというのが国の方針であって、これを考慮しながら判断させていただいた。(事務局)

○最初、保険料の試算は12~13%くらい保険料がアップするという報道がでた。今の段階では剰余金というか繰越金で対応するという事になっているのだが、全国的にはどのくらいまであがっていたのか。(委員)

⇒私が承知しているのは、33都道府県ぐらいが剰余金を活用しても無理のようであり、残り14県ぐらいが剰余金の中で運営できるところのようである。どの都道府県も試算中であり、まだ数字も動く。どの都道府県も2月か3月の議会にだされるので、そこまでぎりぎりの調整をはかっているようである。(事務局)

○資料にある表は収入が年金のみの場合だが、年金以外の所得がある場合、どういう率になるのか。(委員)

⇒表の左にある公的年金収入額という欄を見ないで、全体の所得がどれだけになるかという見方でみていただければその計算になる。この試算は年金だけの収入の場合をあ

げているが、所得でとらえた見方をしていただくと、例えば所得が147万円あった場合、お一人で154,100円になるということのみでいただければよいと思う。賦課のもととなる所得金額という欄の数字は、それぞれの所得、例えば給与と収入があったものから控除された後の所得になる。(事務局)

### ③短期被保険者証および資格証明書の交付状況及び運用について

資料に基づき、事務局説明（P9～11）

#### 【質疑・意見】

- 75歳で後期高齢者になって新しい制度で資格になるわけだが、例えばそれまで国保でずっと滞納していた方が後期高齢者になった場合、滞納していた人に対しての措置はどうなるのか。その場合には、もう関係なしで、新たに後期高齢者の関係で運用していくのか。国保とは全く別のものか。(委員)  
⇒保険そのものの制度が違うので、引き継いでいない。ですから、国保で滞納があった方が後期高齢者になられて後期高齢者医療保険料を納めていただければ国保分まで追求することはない。ただ後期高齢者制度に入られて、市町村をまたがったときは加味する。市町村を転居しても、滞納があれば短期証や資格証の対象になったりする。(事務局)
- 国保で滞納していた方が後期高齢者になって新しい制度に入られると、年金から引き落としになると思う。個人の考えなのだが、全く引き落とししておられないという場合もある。それは、ここにある悪質な滞納者と認められる場合になるということのようなこともありえるのではないか。(委員)  
⇒新しい制度がどういう形のものになるのか、引き継いだ形の制度になるのか、まったく新しい制度になるのかわからないので、今の段階ではなんともいえない。(事務局)
- 滞納者は減少していくのだと思うが。(委員)  
⇒市町村の方も滞納者と接触して、納付相談等を行っていただいておりますから、減少している。平成20年度の保険料滞納者に対して短期証を出しているわけであって、平成20年度の保険料滞納がなくなれば、当然普通の保険証にきりかえる。(事務局)
- ころころ変わる国の運用にまどわされる。もっと簡単明瞭な保険料の算出方法や運用の方法がないものかなあと思う。そのあたりも意見として国の方へ伝えていただきたい。わかりやすい制度の運用をしていただきたい。(委員)  
⇒これまでも何度か言っているが、改めてなんらかの形で言っていきたい。(事務局)
- 現場で徴収しておられる方の話をお聞きしたい。(委員)  
⇒私は直接徴収する担当課ではないが、確かに徴収に行って、理解していただくことは難しいといていた。年金からひかれている場合やひかれない場合やダブルでひかれている場合があつて、わかりやすい言葉で徴収に行くことに苦労しているようだ。(委員)
- 短期証の発行状況は、他の都道府県とくらべて多いのか少ないのか。(委員)  
⇒他県と比べて多くない。いずれにしても収納率が全国で七番目なので、短期証の発行数もかなり下ということが言える。ただ、短期証を発行する条件は各都道府県によって違うので、かなり厳しくやるところ、反対に緩やかにやるところがある。(事務局)
- 制度がはじまってまだ年数がたっていないのだが、徴収不能になった場合の不納欠損についてはどう考えているのか。不納欠損が出ると、その不納欠損分をまじめに納付している人が負担していくことになる。そのあたりのことも考慮していただかなければならない。(委員)

⇒広域連合が先に不納欠損にするということではなく、もし市町村が不納欠損されるとなると、広域連合へ連絡をいただくということになると思う。いずれにしても市町村と広域連合が連携しあって対応しなければならない。不納欠損については、国保などと大きく隔たりがあるものだとは思っていない。平成20年度の保険料でいくと、12月末の状況だと、収納率が99.67パーセントまであがっているのに、滞納額は相当減っている。後期高齢者の方には、まじめに納付していただいている。むしろ国保の方が大変だろうと思う。後期高齢者分がぬけて、ますます収納率が悪くなっているのではないだろうか。(事務局)

○保険料が年金から引かれているのになぜ納付書がくるのか、減免があつて減免のために普通徴収になっているんだということも、きちんと説明してもらわないとわからない。役場の担当課に行っても、職員が減ってるので、全部説明してくれるような人がいない。わかりませんというようなことが多いので、非常に困る。(委員)

○年度が変わる時、職員も異動があるだろうから、広域連合で勉強会などされるのですか。(委員)

⇒広域連合の職員も市町村から派遣されてきているので異動もあるが、担当者会を開いて勉強会のような会はしている。(事務局)

○滞納額がでてくる意味がわからない。年金から天引きされると収納率は100%だと思う。普通徴収は口座振替です。年金天引きと口座振替の他に納付書で払うというようなことがあるのか。それで滞納がでるのではないか。(委員)

⇒当初は7割から8割の方が年金天引きだったが、かなり批判を受けた。口座振替にできるようにしてほしいということで、希望する人は年金天引きではなく普通徴収に切り替えることができるようになった。もうひとつは保険料を軽減することで、年金天引きから軽減になった人、被扶養者の方だと思うが、軽減になった方は年金からの天引きにはできなくて、普通徴収に切り替わる。そうなった方にも滞納になっている方もいる。そういう人が滞納になっているというわけではなく、そういう方のなかにも滞納される方がいるということである。年金を二つとか三つもらっておられる方は、年金から天引きする優先順位があるので、普通徴収になってしまうというような方もいる。いろんなケースがある。いま年金からの天引きによって納付していただいている方と普通徴収の方とは半々くらいである。(事務局)

○説明する責任は行政にあるから、そのあたりをもっと徹底してもらいたい。(委員)

○医療関係の方にお聞きしたいが、短期の保険証を持ってこられる患者さんは、ちょっと拒否しますとかそういうようなことになると困ると思うんですけど、そのような状況というのはありますか。

⇒診療拒否ですよ。診察に来られたらちゃんと診療しないといけないので、ないです。(委員)

#### ④その他

高齢者健康づくり推進大会の開催状況について事務局が説明

##### 【質疑・意見】

○いいことだなあと思っていたが、連絡がなかなかなかった。役場の方で宣伝してやっていけばいいと思っていたが、案内もなにもなかった。電話してなにかありませんかって聞いたら、中部では今回は倉吉だけだということだった。自分は参加させてもらったが、むずかしい話ではなく、とても楽しく聞かせてもらった。もう少し広げてもらえば、ありがたい。役場の健康福祉課などとタイアップしてもらえば、マイクロバスも出しても

らえるし、もうすこし PR していただけたらありがたい。お願いすれば役場も動いてくれる。(委員)

⇒ 22年度においては、21年度の経験もできたので、早めに市町村の方に相談をして、どういう形でしたらいいのか。老人クラブや社会福祉協議会へ案内も出さないといけないと反省している。一番の基本は市町村とうまく連携ができないと進まない、ということがある。市町村でも担当課が本気にならないと動かない。最終的には後期高齢の担当課がまず率先して動かないと福祉課との連携がうまくできない。(事務局)

4) その他

5) 閉会